

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (前田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月18日、令和6年8月19日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・自己完結型で山田錦を中心とした水稻経営を行っている。
・集落では前田営農組合(構成員11名)が組織されている。主な活動は、個人所有機械を利用し、共同作業を実施している。
・一部の農地を、前田営農組合や近隣の上中営農組合が経営受託を、認定農業者である(農)よかわトンボが農地を集積している。
・意向調査回答者53名の内、32名(60%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。また、規模拡大意向はなく、50名中15名が規模縮小・離農の意向を有しており、今後の地域農業のあり方や、将来の農地利用についての検討が必要になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・作目は引き続き、水稻(品種:山田錦、キヌヒカリ等)を中心に生産を行う。
・今後も、引き続き個別経営を基本としつつ、空き農地が発生した場合は、前田営農組合、上中営農組合への経営委託や、(農)よかわトンボへの集積を基本としながら農地利用をすすめる。
・地区内の農業後継者に対し、大型特殊免許の取得を進めるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、営農組合のオペレータとして、将来の担い手を育成する。
・前田営農組合は、耕作放棄地の解消を目的に、運営のルール作りを進め、組合員の確保やここ数年で増加が見込まれる空き農地の経営受託について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じ、認定農業者や営農組織等の担い手を中心に集積、集約化をすすめる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や、規模縮小・離農に伴う利用権設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備は完了している。 今後、作業の効率化に向け、農地所有者の了解のもと、分けまちの畦畔除去も視野に入れ、ほ場の大区画化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
今後、前田地区で新規就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市、加西農業改良普及センター、JAみのりとも連携し、多様な担い手確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない、育苗や病害虫防除、乾燥調製はJAみのりに委託する。 また、前田営農組合による基幹3作業(耕耘、田植え、収穫)について農作業受託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
③前田営農組合において、農業機械導入を行う際は、作業の省力化、合理化を図るため、スマート機器の導入を検討する。
⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。